

**塩谷看護専門学校**  
**推薦・社会人入試**

●募集人数：40名（一般も含む）

●受験資格

▼推薦：平成28年3月に高等学校卒業見込みの学科評定平均3.0以上、合格した場合必ず本校に入学できる方

▼社会人：高校を卒業し、平成28年4月1日時点で2年以上経過した方

●応募方法：願書希望者は本校へお問い合わせください。

●願書受付期間：9月7日（月）～18日（金）

●試験日：9月26日（土）

●試験会場：国際医療福祉大学塩谷看護専門学校

●問：国際医療福祉大学塩谷看護専門学校事務部

TEL (44) 2322

**全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」**

高齢者・障害者に対する暴行・虐待など、人権問題をめぐる相談を受け付けます。

●日時：9月7日（月）～13日（日）

午前8時30分～午後7時

※土日は午前10時～午後5時。

※人権擁護委員が担当します。

秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

■高齢者・障害者の人権あしん相談

TEL 0570(003)1100

問：宇都宮地方事務局 大田原支局

TEL (23) 1155

**身体障害者巡回相談のお知らせ**

医療相談、障害手帳・補装具など、身体のことについて、医師や看護師が無料で相談に応じます。

●日時：10月7日（水）

午後2時～4時（要予約）

●場所：那珂川町健康管理センター（那珂川町馬頭66-3）

●申込方法：9月16日（水）までに左記へ申し込み。

問：福祉課 東1階

TEL (23) 8921

**年金・国保**



国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険

被保険者証（保険証）の有効期限が9月30日で切れるため、9月下旬に新しい保険証を発送します。

10月1日以降、医療機関にかかるときには、新しい保険証を提示ください。

※郵送ではなく窓口交付を希望する方は9月16日（水）までに左記までご連絡ください。

※保険証ケース、臓器提供意思表示欄の個人情報保護シールを希望する方は、左記または各支所、出張所、公民館へお申し出ください。

※保険証が届かない時は左記までご連絡ください

■有効期限が途中で切れる方へ  
新しい保険証の有効期限は平成28年9月30日までですが、途中で有効期限が切れる方がいます。次に該当する方は、期限が切れる前に新しい保険証を郵送します。

①国民健康保険退職被保険者証をお使いの方で65歳の誕生日を迎える方とその被扶養者

②75歳の誕生日を迎える方

問：国保年金課 A1階

TEL (23) 8857

**くらし**



**河川監視カメラを  
設置しました**

重要水防箇所である須賀川地区内・押川に河川監視カメラを設置しました。

**河川監視カメラの役割**

大雨による洪水などの災害が予測される場合、河川の様子や増水の状況を確認することで速やかな自主避難や避難勧告の発令などを行うことができるため、住民の安全・安心を高めることに役立ちます。

●閲覧方法：河川監視カメラの映像は市ホームページからご覧いただけます。

●設置場所：須賀川高齢者ほえみセンター付近

問：危機管理課 東2階

TEL (23) 1115

**屋外広告物の表示・設置  
について**

市内で、屋外広告物の表示および掲出物件の設置をする場合は、市都市計画課に許可申請の上、許可を受けてから設置して下さい。

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

●屋外広告物とは：屋外広告物法で定められている要件をすべて満たすもの。

（例）広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

●屋外広告物の施工について

屋外広告物の表示・設置は、栃木県の登録業者でなければ行うことができません。

●登録業者の一覧は県ホームページに掲載しています。

※屋外広告物の表示・設置には、のぼり旗や置き看板、はり紙などの簡易な広告物を除き、管理者が必要です。

管理者については、都道府県、指定都市または中核市の屋外広告物講習会修了者や屋外広告士の試験に合格した者などでなければなりません。

問：都市計画課 B2階

TEL (23) 8711

各種相談

※開催日時は、9月15日(火)～10月14日(水)の期間のものを掲載しています。

相談	日時	場所	問い合わせ
総合行政相談 大田原地区	9月28日(月) 10:00～15:00	大田原市福祉センター	市情報政策課 <b>A</b> 2階 TEL(23)8700
	黒羽地区 10月13日(火) 9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
	湯津上地区 10月7日(水) 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
人権相談 大田原地区	9月28日(月) 9:30～12:00	大田原市福祉センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
	黒羽地区 10月13日(火) 9:30～12:00	黒羽・川西地区公民館	
	湯津上地区 10月7日(水) 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
心配ごと相談 大田原地区	毎週金曜 9:00～12:00	大田原市福祉センター	市社会福祉協議会 TEL(23)1130
	湯津上地区 毎月第1水曜 13:00～16:00	佐良土多目的交流センター	
	黒羽地区 毎月第1・3木曜 9:00～12:00	社会福祉協議会黒羽支所	
広域無料法律相談(要予約)	毎月第2木曜 13:30～ (予約は第1木曜から受け付けます)	トコトコ大田原3階 市民交流センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
市民無料法律相談(要予約)	9月24日(水) 13:30～ (予約は9月14日(月)から受け付けます)	大田原市福祉センター	市総務課 <b>A</b> 2階 TEL(23)1111
公正証書(法律)無料相談(要予約)	9月24日(水) 10:00～12:00 13:00～16:00	大田原公証役場	大田原公証役場 TEL(23)0666
栃木県交通事故相談	毎週水・金曜 9:00～16:00 13:00～15:30 (年末年始・祝日を除く)	栃木県庁那須庁舎 那須県民相談室	交通事故相談用電話 TEL(23)1556
不動産無料相談会(要予約)	9月18日(金) 13:30～15:30 10月2日(金)	不動産会館県北支部 (黒磯文化会館前)	(公社)宅建協会県北支部 TEL0287(62)6677
自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル	毎月10日8:00～11日8:00	—	フリーダイヤル TEL0120(738)556
子育てに関する相談 DV・離婚に関する相談	月～金 (祝日を除く) 8:30～16:00	子育て相談室 (市役所東別館1階)	市子ども幸福課 <b>東</b> 1階 TEL(24)0112
働く人のメンタルヘルス相談	毎月第3水曜 13:30～16:30 (土・日を除く3日前までに予約)	大田原労政事務所 (栃木県那須庁舎1階)	大田原労政事務所 TEL(22)4158
とちぎジョブモール巡回相談	毎月第1木曜 セミナー 10:30～/相談 13:00～ (前日 17:00 までに予約)	栃木県那須庁舎 第三会議室	
栃木県不動産鑑定士協会 無料相談会(予約不要)	10月1日(木) 10:00～12:00 13:00～15:00	トコトコ大田原3階小会議室	栃木県不動産鑑定士協会 TEL028(639)0556
生活困窮者の支援制度	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)	市社会福祉協議会 (浅香3-3578-17)	市社会福祉協議会 TEL(23)1130
<b>■薬物問題をお持ちの方の家族の集い</b> <b>●日時</b> …9月10日(木) 午後1時30分～3時30分 回復に役立つ社会資源について知ろう <b>●場所</b> …県北健康福祉センター(住吉町2-14-9) <b>●内容</b> …家族の情報交換、情報提供、必要に応じて目的に準拠した内容の助言 <b>●助言者</b> …薬剤師、保健師、栃木ダルク職員 <b>問</b> 県北健康福祉センター TEL(22)2259		<b>■宇都宮地方法務局における登記の申請手続に関する相談が、平成27年8月から予約制となりました。</b> 詳しくは下記へお問い合わせください。 <b>●不動産登記について</b> …宇都宮地方法務局大田原支局 TEL(23)1155 <b>●会社法人登記について</b> …宇都宮地方法務局法人登記部門 TEL028(623)0916	

消費生活センター情報 旅行の特別保障制度をご存知ですか？

■相談事例■

旅行会社の募集型企画旅行(パック旅行)に参加して、万一事故に遭った場合の保障は、どうなるのでしょうか。

■アドバイス■

パック旅行の場合、旅行会社の責任は、旅行者に対して旅行日程に従った運送機関や宿泊施設などの手配、旅程の管理を行う事です。したがって、事故で怪我をした場合でも、旅行会社の手配や旅程管理にミスがなければ、旅行会社は事故に対する責任を負いません。

ただ、利用者は安心・安全な旅行サービスを提供してくれるという期待を持って利用していることが多く、さ

まざまな事故が起こるたび問題となっていました。ここに旅行会社と利用者との間の認識に大きなずれがあったことから、特別保障制度が導入された経緯があります。

特別保障制度は、パック旅行参加者の生命、身体または手荷物に一定の被害があった場合、あらかじめ定められた額の保証金及び見舞金が支払われる制度です。

しかし、その保障内容は、被害の全てが保障されるほど十分ではないので、心配であれば掛け捨ての旅行保険に加入するのもひとつの方法です。

旅行中に何事も無いのが一番ですが、契約時には、書面を十分確認し、万一に備えて旅行を楽しみましょう。

問 大田原市消費生活センター(住吉町1-9-37)

TEL(23)6236 受付時間…9:00～12:00、13:00～16:00(土・日・祝日を除く)



健康  
おたわら塾

子育て

健康  
福祉

年金・国保

暮らし

文化・教養

教育

スポーツ

税

産業

イベント

地域の

生活

おたわら

おたわら